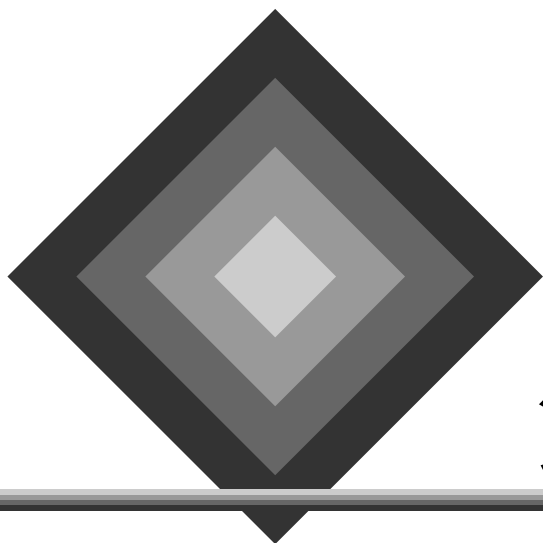




第3章

計画の基本目標 と施策体系

第3章 計画の基本目標と施策体系

目指す姿

生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

1 基本目標

基本目標1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化

地域共生社会の実現に向けて、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを深化・推進させ、障がい福祉・児童福祉など他分野との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な支援体制づくりを進めます。

基本目標2 在宅医療・介護連携の推進

将来の医療需要増大を見据え、圏域の医療再編により変化する病院機能の状況との調整を図りつつ、在宅生活を希望する療養者が安心して地域で暮らし続けられるよう、限られた資源を有効に活用しながら、多職種連携による包括的なケアを提供する体制を整備します。

基本目標3 生活支援体制の整備及び地域支え合いの推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支え合いを基本としつつ、介護人材が不足する中においても、必要な生活支援サービスが十分に受けられるよう、新たな担い手確保などによる、生活支援体制の整備を更に進めます。

また、地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず障がい者、生活困窮者、子育て世代等を含めた地域参加や居場所づくりなど一体的な地域づくりを進めます。

基本目標4 介護予防・自立支援及び重度化防止の推進

要介護状態の予防や悪化を防止するため、生きがいを持ち、活動的に生活を営むことができる環境整備を進めることで、高齢者等の生活機能全体の向上を図ります。

また、フレイル(*9)状態を早期に発見し支援機関が介入することで、加齢による生活機能の低下を改善するとともに、慢性疾患の適切な管理を行うことにより、自立支援・重度化防止を推進し、生活の質の向上及び健康寿命の延伸を目指します。

基本目標5 認知症施策の推進

「認知症になっても暮らしやすい三条市」を目指し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、共生、社会参加を重視し、認知症の人が暮らしやすい環境の整備を図ります。

また、介護者に対する支援の充実、医療、介護専門職の認知症ケアの質の向上を図ります。

基本目標6 権利擁護の推進

疾患、障がい又は加齢等により、意思決定や財産管理ができなくなった時、本人の尊厳と生命・財産を守りながら、安心して暮らすことができる環境を整備します。

基本目標7 持続可能な介護保険制度を維持するための基盤の強化

今後の生産年齢人口の減少、高齢化率の上昇、後期高齢者人口の増加等を見据え、持続可能な介護保険制度を維持するための介護人材確保や保険者機能強化など、介護保険制度を支える基盤を強化するための施策を推進します。

*9 健康と身体機能障害の間であり、適切な介入により改善可能である多面的な加齢による虚弱の状態

2 施策の体系

第9期 基本目標	施策の展開
1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化	(1) 地域包括ケア総合推進センターの体制見直しと機能強化 (2) 障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進 (3) 地域包括支援センターの業務負担軽減と機能強化
2 在宅医療・介護連携の推進	(1) 個別支援における多職種連携の強化 (2) 意思決定支援の推進 (3) 医療再編後の医療・介護連携の着実な推進 (4) 在宅医療提供体制の確保
3 生活支援体制の整備及び地域支え合いの推進	(1) 生活支援サービスの充実 (2) 地域の支え合い体制づくりの促進
4 介護予防・自立支援及び重度化防止の推進	(1) 外出・交流・社会参画機会の拡大とヘルスリテラシーの醸成及び向上 (2) フレイルの早期発見・介入と重度化防止の取組の強化 (3) 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実
5 認知症施策の推進	(1) 認知症の方が安心して生活できる地域づくり (2) 認知症本人の意思を尊重した活動機会等の確保 (3) 認知症の方の介護者に対する支援の充実 (4) 適切な医療・介護サービスの提供
6 権利擁護の推進	(1) 必要な時期に適切な権利擁護支援につなぐ体制の強化 (2) 成年後見制度等を安定的に利用継続できる体制の確保 (3) 高齢者虐待防止対策の推進
7 持続可能な介護保険制度を維持するための基盤の強化	(1) 介護保険サービスの充実 (2) 介護者支援のためのサービスの充実 (3) 介護サービス提供基盤の強化 (4) 介護給付等適正化の推進 (5) 自立支援を理念とする介護保険制度の理解促進 (6) 災害及び感染症への対策強化